

教育委員会教育長庁達第1号

教育委員会事務局
各教育機関

堺市教育委員会事務決裁規程（平成14年教育委員会教育長庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

堺市教育委員会
教育長 関 百 合 子

第14条第1項の表第6号中「、南区役所にあつては区政企画室長」を削る。

附 則

この庁達は、令和7年4月1日から施行する。